

羽曳野市内に店舗がある事業者の皆さまへ

はびきの市民 生活応援 商品券

登録
無料

取扱店募集



つぶたん

はびきの市民の暮らしを応援!



羽曳野市では、物価高騰等により影響を受ける市民に対し、市内飲食店や小売店舗等で利用できる商品券を配付いたします。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した「はびきの市民生活応援商品券」の発行により、消費行動を喚起し、市内産業の活性化を図ります。

つきましては、商品券をお取り扱いいただける事業者を募集します。

はびきの市民に
「おひとり一冊」配付
します。

64歳以下の方に ¥1,000×5枚綴り(¥5,000分)

65歳以上の方に ¥1,000×8枚綴り(¥8,000分)

商品券使用有効期限 令和8年10月31日(土)まで

取扱店登録受付
1次締切

令和
8年

3月25日(水)まで

はびきの市民生活応援商品券



取扱店募集要項

取扱店登録資格

- (1) 羽曳野市内の小売店・事業所。
- (2) 次に該当する事業者は登録できません。
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業を行うもの
 - ② 特定の宗教・政治活動団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行うもの
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は羽曳野市暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者
 - ④ その他、羽曳野市が適当でないと認めるもの

商品券使用制限

- 次に挙げる商品には使用できません。
- ① 金融商品又は税金及び公共料金等の支払い
 - ② 有価証券、金券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードその他換金性の高いもの
 - ③ たばこ事業法第2条に規定する製造たばこ
 - ④ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業に係る支払い
 - ⑤ 土地・家屋購入、地代など不動産に係る支払い
 - ⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ⑦ 商品券の交換又は売買
 - ⑧ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品等
 - ⑨ 特定の宗教又は政治活動団体と関わるもの、その他公序良俗に反するものに係る支払い
 - ⑩ 以上の他、羽曳野市が適当でないと認めるもの

取扱店の取消等

本要項に違反する行為が認められた場合、申請内容に虚偽・不備等があった場合は換金の拒否や取扱店の登録を取り消すことがあります。また、違反により損害金が発生した場合は請求することがあります。

取扱店登録について

1次 登録締切 令和8年 3月25日(水)まで

「取扱店一覧リーフレット」
および「ウェブサイト」に掲載。

2次 登録締切 令和8年 8月31日(月)まで

「ウェブサイト」に掲載。

- 2次締切では、市民に配布する「取扱店一覧リーフレット」に店名が掲載されません。
1次締切内の登録をお勧めします。

取扱店登録窓口

羽曳野市商工会

平日の午前9時～午後5時 *土日祝を除く

「はびきの市民生活応援商品券・取扱店登録申請書」に必要事項をご記入のうえ、取扱店登録窓口またはファックス(072-956-1950)でお手続きください。

羽曳野市商工会のウェブサイトからでもお手続きいただけます。

羽曳野市商工会



使用済商品券の換金について

換金期間

令和8年 6月15日(月)～11月30日(月)

※期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

換金手続き

羽曳野市商工会

平日の午前10時～正午、午後1時～午後4時

*土日祝を除く

事務局に設置の「換金請求書」に必要事項をご記入のうえ「使用済商品券」添えてお手続きください。来局される方の認印もご持参いただきますようお願いいたします。換金はゆうちょ銀行より「ご指定口座への送金」となります。

※振込手数料は取扱店様負担

(1回165円、ゆうちょ銀行宛は1回100円)

取扱店には
販促ツールを
ご用意!

ステッカー、ポスターの
デザインは一例です。

ポスター
(A2)



ステッカー
(120×250mm)

羽曳野市商工会

はびきの市民生活応援商品券
取扱店登録・換金窓口

〒583-0854 羽曳野市軽里1-1-1 LICはびきの1F
TEL.072(958)2331 FAX.072(956)1950